

1 4 高病原性鳥インフルエンザ対策について

(農林水産省)

【提言の内容】

- (1) 患畜等の殺処分並びに殺処分となった家畜の死体及び汚染物品の焼埋却等における市町村の責務を家畜伝染病予防法に明記すること。
- (2) 家畜伝染病予防法第60条第2項を改正し、高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う移動制限区域内外のGPセンターや食鳥処理場に対する助成制度を措置すること。

(背景)

- 平成21年2月に本県の豊橋市において、うずらの高病原性鳥インフルエンザが発生し、ウイルスもしくは抗体が確認された7戸のうずら農家の約160万羽を殺処分するなど、様々な防疫措置を講じてきた結果、まん延防止が図られたところである。こうした経緯の中で、以下のような防疫措置を行う上での課題が生じており、迅速、的確なまん延防止措置のために改善が必要となっている。
- 家畜伝染病予防法においては、患畜等を殺処分し、殺処分となった家畜の死体や汚染物品を埋却、焼却又は消毒することとされているが、法には市町村の責務が明記されていないため、殺処分の事前準備や埋却用地の選定、あるいは市町村等の設置する焼却炉の利用について、市町村の協力が得られない場合が想定され、円滑な防疫措置を行うのに重大な支障となる。
- 高病原性鳥インフルエンザの防疫対策のうち、移動制限によって生じた農家の売上額の減少等については、家畜伝染病予防法第60条第2項により助成措置が講じられているが、同様に経済的影響を受けるGPセンターや食鳥処理場に対しては助成措置が講じられておらず、円滑な防疫措置を行うのに支障がある。

(参 考)

1 現行の家畜伝染病予防法における市町村の位置付け

第3条の2第2項 都道府県知事及び市町村長は、特定家畜伝染病防疫指針に基づき、この法律の規定による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずるものとする。

第13条第5項 当該家畜又はその死体の所在地を管轄する市町村長は、前項の規定による通報（注：患畜等の届出）があつたときは、… その旨を公示しなければならない。

第15条 都道府県知事又は市町村長は、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、…患畜又は疑似患畜の所在の場所とその他の場所との通行を制限し、又は遮断することができる。

2 患畜等の殺処分及び焼埋却に関する条文

第17条 都道府県知事は、…当該家畜を殺すべき旨を命ずることができる。（以下略）

第21条 …所有者は、…当該死体を焼却し、又は埋却しなければならない。（以下略）

4 家畜防疫員は、…自らこれを焼却し、又は埋却することができる。（以下略）

第23条 …所有者は、当該物品を焼却し、埋却し、又は消毒しなければならない。（以下略）

3 家畜防疫員は、…自らこれを焼却し、又は埋却することができる。（以下略）

3 法第60条第2項に基づく助成措置

第60条第2項 国は、都道府県が、特定家畜等の所有者に対して…売上げの減少額又は…費用の増加額…を交付する場合には、当該交付した額の2分の1を負担する。



防疫措置の実施状況